

カトリック宇治教会小教区評議会規約

前文

カトリック宇治教会において、京都司教区における共同宣教司牧を推進していくため、小教区評議会を設置するに際して、わたしたち司祭、奉獻生活者、信徒は聖霊の導きのもとに心をひとつにして、福音に生きる教会共同体となるよう努めます。

聖母マリアと日本 26 聖人の保護と導きのもと、価値観が多様化する現代社会において、わたしたち、また教会共同体自身が福音化され、福音宣教に遣わされる教会共同体となることを念願して、次の事項を宇治教会の基本理念といたします。

1. 《祈り》

神から与えられた恵みに目覚め、信仰と愛の火がいつそう輝くよう祈りの生活を大切にします。

2. 《学び》

自己の成長や成熟に合わせて、また自分のおかれた立場や境遇に応じて、現代社会の動静や生活習慣を信仰の眼をもって見るができるよう、また周囲の人々の悩みや苦しみをいつそう深く理解できるよう学び続けます。

3. 《分かち合い》

様々な場において、他人の話をよく聴き、自分の考えを述べ、互いに信仰に結ばれた者として、こころの一致がはかれるよう努めます。

4. 《支え合い》

教会共同体の信徒、地域社会の人々、さらには国内外の人々の困窮、病気、災難、不和、戦争、失望に対して自分たちにできることを考え、実行いたします。

本文

(小教区評議会の設置)

第1条 教会法に定められているところに従って、カトリック宇治教会（以下小教区という）に小教区評議会を設置し、その名称を「カトリック宇治教会小教区評議会」（以下評議会という）とする。

(評議会の目的)

第2条 評議会は、カトリック宇治教会が、カトリックの普遍教会の教え、および京都司教区の方針に一致したビジョンを持って福音宣教する共同体になるという「共同宣教司牧」の目的のために資する運営を行うために設置される。

(主 宰)

第3条 評議会は、京都教区司教から任命されたブロック担当司祭団が主宰します。場合によって、司教から任命された修道者が主宰者にふくまれます。

(評議会の構成)

第4条 評議会は次のメンバーによって構成される。

- (1) 信徒の代表として選出された「役員」

(2) 評議会によって承認された次の評議員

- ① 各部会の代表者
- ② 各地区の代表者
- ③ 司祭団から承認され、評議会から出席を要請された任意団体および関連団体の代表者

(評議会の会合開催)

第5条 評議会は、ブロック担当司祭団の招集によって8月を除く毎月1回会合を開催する。
ただし、必要あるときはブロック担当司祭団の判断により随時開催することができる。

(評議会の審議事項)

第6条 評議会は、小教区の運営活動全般に関わる次の事柄について、審議する。
審議事項の審議にあたっては、十分な資料にもとづき審議しなければならない。

- (1) 小教区の宣教司牧に関する基本方針（長期・短期）
- (2) 宣教司牧方針に基づく年間行事の策定および決定
- (3) 予算と決算の承認、および予算外の支出の承認
- (4) 各種部会、各地区、任意団体の設置および改廃の承認
- (5) 教区・ブロックからの提案事項
- (6) 評議会規約の改定
- (7) 小教区総会の準備
- (8) その他の重要事項

(審議の決定と承認・実行)

第7条 評議会審議事項は出席者の合議により、福音の精神による対話と識別を大切に、
決定される。

2. 評議会決定事項は、ブロック担当司祭団の承認を経て、実行される。

(役員の仕事)

第8条 役員は、ブロック担当司祭団と共に、小教区における「共同宣教司牧」の推進のために
協力して、小教区全体の運営について調整を行うため、次の事項を担当する。

- (1) 評議会の会合の準備、議案作成、議事運営、議事録の作成・保存・配布
- (2) 小教区の代表として「ブロック会議」および「地区協議会」への出席
- (3) 小教区内の諸連絡・各部会間の連絡調整
- (4) 緊急的に判断を要する事項の担当司祭との協議及び対応、次回評議会への報告

(役員を選出)

第9条 役員は、信徒から推薦された男女それぞれ複数名の役員候補者の中から、ブロック担当
司祭団が男女による3名を指名し、任命する。但し、役員は部会代表者、及び部員を兼任し
てはならない。

2. 信徒からの役員候補者の推薦は、役員の任期開始前年の12月に、小教区に在籍する20歳以上の信徒の中から、小教区に在籍する20歳以上の信徒が投票により行う。
3. 何らかのやむを得ない事情により、役員が任期途中で辞任する場合は、前項に準じて補欠者の選出、任命を行うことができる。
4. 前項の推薦の方法・時期は、状況に合わせてブロック担当司祭団が指示することがある。

(役員の仕事)

第10条 役員の任期は1月1日から翌年の12月31日までの2年間とし、連続して再任はできない。

2. 役員は1年毎に、初年度2名改選、次年度1名改選を繰り返し実施する。
3. ただし、前第9条3項の役員が任期途中で辞任し、補欠者の選任・任命が行われるときの補欠者の任期は前任者の任期終了までとする。この場合、状況に応じたブロック司祭団の判断により再任することは、これを妨げない。

(部会の設置)

第11条 小教区には、評議会で決定された活動執行機関として次のとおり部会を設置する。

- (1) 教育部
 - (2) 典礼部
 - (3) 広報部
 - (4) 施設管理部
 - (5) 財務部
 - (6) ユースの部
 - (7) 国際協力部
2. 部会の業務分掌は、別に定める業務分掌規定により、公示する。
 3. 部会への加入部員は、信徒全員がいずれかの部会に所属することができるよう公募する。ただし、財務部については、奉仕の性質上、部員は公募せず、ブロック担当司祭団と役員が協議し、司祭団が任命する。
 4. 各部会の具体的な活動内容、活動方法等の細則については、各部会員の合議により別途定め、評議会に報告して、その承認を得る。
 5. 財務部による小教区会計の処理については、小教区において別途定める会計処理規定にもとづき行う。

(部会の代表者)

第12条 各部会は、部会の取りまとめ役として、3名以内の代表者を選出する。

2. 部会代表者の選出は、各部員により互選され、担当司祭から任命される。
3. 部会代表者の任期は第10条の規定を準用する。
4. 部会代表者は、評議会の評議員となり、評議会に出席しなければならない。ただし、代表者が複数名の場合、評議会の出席は、代表者の合議により、いずれか1名の出席とすることができる。

(会計監査役)

第13条 小教区会計監査役はブロック担当司祭団が複数名を指名し、任命する。

2. 会計監査役は毎年度の小教区会計内容を監査し、その結果を評議会に報告する。
3. 会計監査役の任期は第10条の規定を準用する。

(地区制度)

第14条 小教区には、評議会の運営のために、小教区を信徒居住地区あるいは居住信徒数などを勘案した地区に区分する地区制度を設ける。

2. 各地区の区分、区分数および名称は、評議会およびブロック担当司祭団の協議・承認によって定め、情勢によって見直しを行うことができる。
3. 各地区には、地区所属信徒の互選による2名の代表を選出する。
4. 各地区代表は、評議会の評議員となり、評議会に出席しなければならない。

ただし、評議会の出席は、代表者の合議により、いずれか1名の出席とすることができる。
5. 各地区代表の任期は第10条の規定を準用する。

(任意団体)

第15条 評議会およびブロック司祭団の承認のもとに、第11条に定める部会とは性格を異にした任意団体を設置することができる。
2. 前項の任意団体の代表者は、評議会およびブロック担当司祭団の要請があるときは評議会に出席することができる。

(壮年会・婦人会)

第16条 小教区には、前条に定める任意団体として壮年会、婦人会を設置する。
(1) 壮年会・婦人会は、それぞれの会の趣旨に賛同した信徒の自主参加によって構成され、主として会員間の交わりをその設置目的とするが、評議会の主導のもとに、その活動を小教区の中で有機的、補完的に行うことがある。
2. 壮年会、婦人会の代表者や具体的な活動内容については、それぞれの会員と担当司祭の協議によって定める。

(関連団体)

第17条 評議会および担当司祭の承認のもとに、関連団体の活動を承認することができる。
2. ガールスカウトは、小教区を育成母体として設置された関連団体である
3. 前項の関連団体の代表者は、評議会およびブロック担当司祭団の要請があるときは評議会に出席することができる。

(小教区総会)

第18条 小教区において、信徒全員が参加する「小教区総会」をブロック担当司祭団の招集により、必要に応じて開催することができる。

(評議会運営の評価)

第19条 評議会は、本規約に基づく評議会の運営について、年1回評価を行う。

付則 本規約の制定、変更は、教区司教の許可を得て発効する。

付記 本規約の教区司教の認可 2007年12月31日 発効 2008年1月1日

付記 本規約変更の教区司教の認可 2014年 4月21日 発効 2014年4月21日

十ハツに大塚喜直



付則

(改訂履歴)

改訂記号	改訂内容	改訂者	決定者	司教認可日	実施日
A	第10条2. 任期の時期変更 第11条 (7) 国際協力部を追加	宇治役員	福岡一穂神父		
B					
C					
D					
E					
F					